

「ふれあい・いきいきサロン活動」助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人王寺町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、人々が気軽に集い、ふれあいの和を広げ、心身ともに健康で生きがいと潤いのある生活をおくる一助として実施する「ふれあい・いきいきサロン活動」に対して助成することにより、地域住民が主体的に福祉のまちづくりに取り組み、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ふれあい・いきいきサロン活動」とは、希薄化する近隣関係から起こる高齢者、障害者、介護者、子育て中の父母等の閉じこもり又は孤立化を防止するため、自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、民生児童委員、ボランティア団体等が、自治会館等の公共の施設、個人宅等を活動の拠点として、茶話会、レクリエーション活動等を共同企画で実施することにより、出会い、仲間づくり、集い、相談及び見守りなどにつながる活動をいう。

(助成の対象)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、町内でふれあい・いきいきサロン活動(以下「サロン活動」という)を実施するものとし、他からの支援を受けていないものとする。

- 2 助成の範囲は、原則として1自治会につき1団体とする。ただし、概ね500世帯以上の自治会については、必要に応じて検討することとする。
- 3 活動の頻度は、原則として月1回以上の開催とし、年10回を下回らないものとする。
- 4 サロンを運営する者は、自主運営及び活動の継続性を図るため、利用者から実費程度の会費又は参加費を徴収するものとする。
- 5 サロン活動の内容は、原則として自由とする。ただし、誰もが参加できる活動内容としなければならない。

(助成の対象外となる活動)

第4条 次に掲げる団体活動は、助成の対象外とする。

- (1) 特定の個人のみが利益を受けるサークル活動に準じる活動
- (2) 特定の内容を毎回実施する教室等の活動
- (3) 公序良俗に反する活動

- (4) 営利を目的とする活動
- (5) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動

(助成金の額及び対象経費)

第5条 助成金の額は、次の額を上限に実費を助成する。

設立初年度	上限50,000円
2年目以降	上限30,000円

2 助成金の交付対象となる経費は、サロン活動に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 会場賃借料
- (2) 広報宣伝費（チラシ作成費等）
- (3) 諸謝金（外部講師謝礼等）
- (4) 消耗品費（イベント等材料費・事業の記録報告経費・お茶代等）
- (5) 事業実施するために必要な備品及びその他物品の購入費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会会長が必要と認める経費

(助成金の交付申請)

第6条 この助成金の交付を受けようとする団体は、「ふれあい・いきいきサロン活動」助成金交付申請書（様式1）に事業計画書（様式2-1）及び収支予算書（様式2-2）を添付の上、本会会長へ申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 本会会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適切と認めるときは、助成金の交付の決定をしなければならない。

2 本会会長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を助成金の交付の申請をした者に通知（様式3）しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた団体が助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式4）を本会会長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第9条 事業実績報告は、助成金の交付を受けた団体が当該年度における最終の活動が終了後、事業実績報告書（様式5）を本会会長に提出して行う。

（助成金の返還）

第10条 本会は、助成を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全額又は一部返還を命ずることができる。

- （1）この要綱に違反したとき。
- （2）提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- （3）事業の実施方法又は助成金の使途が不適切と認められるとき。
- （4）正当な理由なく、事業の全部又は一部を行わないことになったとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行し、平成18年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。